

防衛省防衛監察本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を契約相手方とします。
- ・ 参加を希望する者は、防衛省防衛監察本部におけるオープンカウンター方式実施要領、仕様書等を熟覧及び熟読のうえ、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

番号	調達要求番号	件 名	数量・単位	納地	見積依頼書公表日	同等品申請書提出期限	見積書及び参加資格の証明書類提出期限	資格の種類	見積合わせの日時	履 行 期 限	備 考
1	監－Ｂ－００９	国会議員要覧令和８年 ８月版外１件	内訳書のと おり	防衛監察本部 (庁舎Ｄ棟６Ｆ)	令和８年９月９日（水）		令和８年９月３０日（水） ９:００	物品の販売	令和８年９月３０日（水） 10:00	令和８年１０月３０日（金）	品目ごとの決定

防衛省防衛監察本部オープンカウンター方式実施要領（令和３年４月１日）一部抜粋

（参加資格）

第５条 見積りの提出者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- （１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、防衛監察本部が求める「資格の種類」のＣ又はＤの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者
- （２）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）第２条第４項に規定する「障害者就労施設等」に該当する事業者
- （３）中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５２条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- （４）前２号に該当しない中小企業であって、同一の相手方（公的機関、民間企業いずれかを問わない。）に対し、直近１年間で１か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
- （５）見積提出日までの１年間に、支出負担行為担当官防衛省防衛監察本部副監察監との間で契約を締結した実績がある事業者（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、Ａ又はＢ等級に格付けされている者を除く。）

※オープンカウンター方式による見積合わせに参加していただける場合、下見積書の提出のご協力をお願いします。

●問い合わせ及び提出先

〒162-8807 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎D棟6階）

防衛省防衛監察本部総務課会計係（メールの場合、宛先は２名ともをお願いします）

馬場 ☎03-3268-3111 内線33054 メールアドレス babarikaai@igo.dss.mod.go.jp

宮田 ☎03-3268-3111 内線33042 メールアドレス miyataki@igo.dss.mod.go.jp

内 訳 書

[illegible]

見 積 書

支出負担行為担当官
防衛監察本部
副監察監 殿

¥

品名	規格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
国会議員要覧令和8年8月版外 1件	内訳書のとおり					(消費税抜)
合 計						

入札心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出いたします。

履行期限： 令和8年10月30日
履行場所： 防衛監察本部
要求番号： 監－B－009

上記のとおり見積致します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 名
発 行 責 任 者
(連 絡 先 T E L)
担 当 者
(連 絡 先 T E L)